

業員ハ一斉ニ就業スルコト

(2) 従業員ノ職別氏名ノ申告ハ省畧スルモ差支ナキコト

(3) 就業ニ就テハ首脳部ニ於テ一切責任ヲ負フコト

ニ纏マリ退出シ、夫レヨリ自動車課長、電車課長ヲ夫々訪問
業車關係ニ就テ事務的ノ打合セヲ為シタル上今四時三十分頃引上ケタリ

以 上

昭和九年九月十八日(午後三時十分)

警視廳特別高等警察部労働課

9. 9. 19
15862.3



電身議ニ關スル情報(第ハ七報)

一十八日始後ヨリノ就業状況

十八日始後ヨリノ一斉就業ニ關シテハ十七日午後三時四十分

分ヨリ電氣局ニ於テ真田芳勸課長ト東支首脳部員、會見交

渉ニ依リ、十八日午前六時、始後ヨリ業車就業スルコトニ

決定セルヲ以テ首脳部員等ハ直チニ關係各課長ヲ訪問シテ

準備ニ關スル事務的の問題ヲ前記決定事項ヲ中心トシテ打合

セタルコトハ既報ノ通ニシテコノ會見後局側ニ於テハ各課

業所出張所長等ニ對シテ緊急ニ對スル準備ヲ命スル所アリ

一方東支首脳部ニ於テモ直チニ各支部連絡員ヲ通シテ